

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

寄附金該当性／親会社・子会社間の取引が争点となった事例



小菅 貴子〔本郷支部〕

はじめに

法人税法37条7項について、東京高裁平成26年6月12日判決では、法人税法第37条7項にいう寄附金とは、「民法上の贈与に限られるものではなく、『経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的な利益の供与』をいい、これは、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に転ずることであり、その行為について通常の経済取引として是認することのできる合理的な理由が存在しないものをいうと解するのが相当である。」としています。

今回は、親会社・子会社間の取引が寄附金に該当するとされた事例のうち、対価性・合理性があるとして、更正処分等が取り消された事例をご紹介します。

I. 事業譲渡前の親会社の業務に基因する手数料

平25.3.11福岡地裁
(Z263-12161) (認容) (確定)

1. 事案の概要

本件は、親会社である原告G社からK社の代理店としての地位の譲渡を受けた原告I社が、K社との代理店契約等に基づいて支払を受けている継続手数料及びアフターサービス手数料並びにM手数料には、事業譲渡前のG社の業務に起因するものが含まれているとして、G社に対して金員を支払い、損金の額に算入して法人税の確定申告を行ったところ、同金員には対価性が認められず寄附金に該当することから、損金の額に算入できないとして更正処分等を受けたため、I社が、その取消しを求めた事案です。(G社の争点については省略。)

2. 裁判所の判断

I社においては、G社から特段形態を変えなく、K社の代理店としての地位を譲り受けたため、従前G社が新規に獲得したQ契約等についても、継続手数料及びアフターサービスの算定の基礎として計算した額をK社から支払を受けているところ、K社の代理店としての地位の譲渡を行う際に、継続手数料及びアフターサービス手数料には新規Q契約を獲得した代理店に対する対価の後払の側面があるとして同側面を金銭評価して、譲渡人に対してその対価を支払うことは何ら不合理なものではないといふべきである。

よって、従前G社が獲得した新規Q契約及びアフターサービスを実施したQ契約に係る継続手数料及びアフターサービス手数料を、I社がK社から支払を受けることになるに当たって、G社に対して、これに関する金銭の支払を行ったとしても、その支払が不合理といえないから、同支払について、対価性がないものとはいえない。

代理店が、M会員向けウェブサイトの開設や同サイトの更新等のサービスであるM活動を行うために必要な労力その他の費用は、M登録を行っている顧客の数の多さとは必ずしも比例しないものと考えられることからすれば、K社の代理店としての地位を譲り受けることにより、同じ労力及び費用で、K社からより多くのM手数料の支払を受けることができるようになるのであるから、そのような観点から、代理店の地位を譲渡した者に対して、一定の金銭を支払うことが不合理なものとはいえない。

事業譲渡によって移転する事業譲渡資産(本件では携帯端末等)を超える価値について、これを事業譲渡時には合理的に算定することができずとし

て、事後的に合理的基準で対価を定めることとして、これに基づいて事後的に支出を行うことを合意した上、事後的支出をする段階でこれを費用として計上する会計処理を行うことが、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に反するものであることを認めるに足りる証拠もない。

II. 貨物の共同輸送を行うことにより生じた利益の移転を解消するための調整金

平26.11.11非公開裁判
(F0-2-570) (一部取消し)

1. 事案の概要

本件は、請求人が、請求人の貨物輸送に対して貨物共同輸送の提携先Aグループの子会社B社から提供を受けた輸送業務について、措置法66条の4第1項に規定する国外関連者に該当する請求人の子会社C社を通じて料金を支払っているところ、原処分庁が、請求人からC社に対して支払われた料金がC社からB社に対して支払われた料金を上回っており、この料金の差額(本件支払差額)について国外関連者に対する寄附金の額に該当するとして更正処分等を受けた事案です。

2. 裁判所の判断

本件の共同輸送の提携における価格は、請求人グループ及びAグループの双方が、双方の輸送業務に係る通常の取引価格に満たない価格で設定すべきものであるという認識をもって合意したものであり、変動費用相当額によるレシプロ価格を設定することによって、本件提携に基因する請求人グループとAグループとの間の利益の移転を排除するというを優先させたことによるものであるといわざるを得ない。

本件支払差額により調整されている内容は、請求人がB社に対して支払うべき業務の対価とC社がAグループから受け取るべき業務の対価について、請求人が交換的にC社に対して支払ったのと同視し得ることからすると、本件支払差額が、請求人がB社から受けた輸送業務の提供に対する対価ということもできるのであり、C社に対して支払った本件支払差額に対価性がないとまではいえない。

本件支払差額は、貨物共同輸送の提携に基因して請求人グループ内において生じる利益の移転を解消するために支払われたものであり、このような利益の移転が生じることを放置しなかったことは、通常の経済取引として自然な行為であり、それを解消することに経済合理性があると認められる。

おわりに

平26.11.11判決では、本件支払差額の支払は、法基通9-4-1が想定するものではなく、仮に請求人グループにおいて本件支払差額の支払をすることが必要かつ合理的なものであるとしても法人税法第37条の趣旨等に照らせば、このような支払は、寄附金該当性が否定されるとは解されないという原処分庁の主張に対し、審判所は、寄附金に該当するかは、法令解釈に照らして判断すべきであり、請求人グループ内の利益の移転を解消することは、経済合理性を有すると認められるから、原処分庁の主張には理由がないとしています。

なお、TAINSで上記事例を検索する場合のキーワードは、「寄附金」、「親会社」、「対価性」です。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03-5496-1416

資金繰りでご相談があるんですが...

売上は順調に伸びている。もっと利益を出すためには、どうすればよいでしょう。

経営戦略を助けてくれる、いい業務パッケージはありませんか。

新規出店を計画している。大丈夫でしょうか。

来期の見通しが立たない。打開策はあるでしょうか。

経営提案できる会計事務所へ。
MJSは強力プロフェッショナルツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。
顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

経営のなにかにつけて、顧問先が頼りにするのは会計事務所です。

MJSイメージキャラクター 菊川 伶

地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦!

MJSの会計事務所 事業承継支援サービス

会計事務所向けERPシステム

NX-PRO

詳しくは今すぐ

ACELINK NX-Pro

●ACELINK NX-Pro, ACELINK NX記憶くん, iCompass NX, MJSLINK NX-I, ミロクのかんたん! 法人会計, ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

フリーダイヤル ☎ **0120-369-144** (平日9:00~17:30)

フリーダイヤル ☎ **0120-369-667**

当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。▶ <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>